

千葉県教育庁等行政文書規程の一部を改正する訓令の制定について

令和4年3月22日
企画管理部教育総務課
043(223)4010

1 改正理由

- (1) 美術館・博物館の知事部局への移管等及び組織改正
- (2) 行政文書の電子的処理の徹底などのため、千葉県行政文書規程が令和4年1月までに逐次改正されていることから、教育庁においても同様の改正を行うもの。
- (3) 押印見直し方針に基づく所要の改正

2 改正内容

- (1) 教育振興部体育課の廃止や同部における課名変更及び美術館・博物館の知事部局への移管に伴い、公印の名称等を定める別表第一並びに文書記号等を定める別表第二及び別表第三を改正する。
- (2) 千葉県行政文書規程の改正に伴う改正
 - ア 文書事務について電子化を徹底するための改正
 - ・文書等の受領や収受等について電子的処理を主とすること。
(第十六条の二、第十八条第二項)
 - ・電子による起案及び供覧を原則とし、書面でできる場合を限定すること。
(第二十二條第一項及び第二項、第三十一條第一項及び第二項)
 - ・行政文書の廃棄記録の電子化(第五十条第三項)
 - イ 公印省略できる文書の範囲の拡大(第四十一条)
 - ウ 文書主任等による文書審査の強化(第三十六条第一項)
- (3) 押印見直しに伴う様式改正
第8号様式、第9号様式及び第10号様式について、囿の表示を削除するなど。
- (4) 文言の整理等

3 施行期日

令和4年4月1日